令和３年度環境の森センター・きづがわの維持管理状況

集計時点：令和4年4月1日

作成時点：令和4年7月1日

1　持ち込まれた一般廃棄物の数量（各月）

	種類	単位	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	合計
家庭系		t	1,497.49	1,604.64	1,475.97	1,502.33	1,536.73	1,442.27	1,415.59	1,467.16	1,454.61	1,404.05	1,167.27	1,396.08	17,364.19
木津川市域	可燃ごみ	t	1,000.41	1,076.09	993.74	1,013.55	1,027.63	979.86	958.50	986.90	1,004.45	965.16	797.68	957.54	11,761.51
精華町域	可燃ごみ	t	497.08	528.55	482.23	488.78	509.10	462.41	457.09	480.26	450.16	438.89	369.59	438.54	5,602.68
事業系	可燃ごみ	t	400.56	429.31	536.42	717.93	665.00	703.30	725.95	628.55	453.12	401.66	334.57	411.40	6,407.77
合計		t	1,898.05	2,033.95	2,012.39	2,220.26	2,201.73	2,145.57	2,141.54	2,095.71	1,907.73	1,805.71	1,501.84	1,807.48	23,771.96

※９月の事業系には、奈良市家庭系可燃ごみ（54.63ｔ）を含む。

2　焼却処分した一般廃棄物の数量（各月）

	種類	単位	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	合計
１号炉	可燃ごみ	t	1,191.33	269.25	659.32	1,316.00	1,330.78	1,307.16	1,036.02	617.02	1,144.47	576.22	1,145.12	1,286.50	11,879.19
２号炉	可燃ごみ	t	1,113.53	313.47	791.88	1,347.09	1,347.86	1,297.40	549.78	1,273.93	1,100.68	532.82	1,107.97	1,285.25	12,061.66
合計		t	2,304.86	582.72	1,451.20	2,663.09	2,678.64	2,604.56	1,585.80	1,890.95	2,245.15	1,109.04	2,253.09	2,571.75	23,940.85

3　環境の森センター・きづがわに常設の測定機器による連続測定結果（各月）

項目	単位	法令基準	焼却炉	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	平均
焼却炉内で測定した燃焼ガス温度	℃	800以上	1号炉	918	876	902	908	922	921	912	934	933	941	926	936	919
			2号炉	934	900	913	903	894	895	919	922	929	930	902	924	914
集じん機入口で測定したガス温度	℃	概ね200以下	1号炉	167	164	166	166	167	167	167	167	167	167	167	167	167
			2号炉	167	165	167	167	167	167	167	167	167	167	166	167	167
煙突採取口で測定した排ガス中の一酸化炭素濃度	ppm	100以下	1号炉	6	19	12	7	6	8	10	7	8	5	5	8	8
			2号炉	5	16	9	3	5	5	8	8	6	6	5	5	7

（注）１　稼働日の平均値を記載

２　”ー”の表示は、その該当月において、全休炉であったことを示す。

4　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の５第1項第二号カに規定する排ガス中のダイオキシン類濃度等、及び大気汚染防止法施行規則第16条の18第1号ロに規定する排ガス中の水銀濃度

項目	単位	法令基準	焼却炉	排ガスを採取した年月日		排ガスを採取した年月日	
					1号　8月16日		1号　2月21日
					2号　8月17日		2号　2月21日
				測定結果が得られた年月日	1号　9月6日	測定結果が得られた年月日	1号　3月15日
					2号　9月6日		2号　3月15日
硫黄酸化物	ppm	4600以下	1号炉	13		8.0	
			2号炉	9.3		3.6	
ばいじん	g/m^{3}N	0.15以下	1号炉	0.002		0.001	
			2号炉	0.001		0.001未満	
塩化水素	ppm	430以下	1号炉	7.6		14	
			2号炉	3.4		5.9	
窒素酸化物	ppm	250以下	1号炉	35		35	
			2号炉	38		48	
水銀	μg/m^{3}N	50以下	1号炉	0.4未満		0.9	
			2号炉	0.5未満		2.3	

（注）１　硫黄酸化物の法規制値は「K値17」と定められています。本表では、K値をppmに換算して記載しています。

２　いずれの項目も煙突採取口にて、排ガスを採取しています。

項目	単位	法令基準	焼却炉	排ガスを採取した年月日	
					1号　12月20日
					2号　12月21日
				測定結果が得られた年月日	1号　1月26日
					2号　1月26日
ダイオキシン類	ng-TEQ/m^{3}N	5以下	1号炉	0.00007	
			2号炉	0.000025	